

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公告番号 春日部市告示第330号
件名 庄和総合支所電話交換機賃貸借

記

質 問 事 項	回 答 事 項
<ul style="list-style-type: none">・本件は長期継続契約と債務負担行為のどちらに該当しますでしょうか。・本件で使用する契約書は春日部市物品等賃貸借標準契約約款でよろしいでしょうか。・過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減で契約解除に至った事案はありますでしょうか。 予算削減及びその他の理由で契約解除となった場合の契約残金は借借人が負担する認識でよろしいでしょうか。・契約書第14条・第19条に物件の滅失・毀損時の規定がありますが、天災・地震・津波等の不可抗力による物件の滅失・毀損の場合、物件の代替品準備と費用負担は賃貸人に無い認識でよろしいでしょうか。 また、代替品の提供が不可能な場合は契約終了となりますが、その際の契約残金は借借人にご負担いただける認識でよろしいでしょうか。・契約約款第8条（履行遅延の場合の違約金）天災その他、やむを得ない理由により納入が遅延し賃貸借開始日を延長した場合は、違約金は発生しない認識でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・本件は、債務負担行為に該当します。・お見込みのとおりです。・庄和総合支所においてはありません。 契約解除となった場合、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第29条に定めるとおりとなります。・原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第14条及び第19条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、借借人と賃貸人とで協議して定めます。・原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第7条及び第8条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、借借人と賃貸人とで協議して定めます。

- 契約約款第32条（保険）
 - ①動産総合保険は物件納入額を基に経過期間に応じて逡減する条件となりますがよろしいでしょうか。
 - ②動産総合保険について重過失や地震、噴火、津波等の自然災害については対象外であり、修理費用等は賃借人負担になる認識でよろしいでしょうか。

 - 消費税・固定資産税増額時には、それに伴って賃借料支払い金額が増加する認識でよろしいでしょうか。

 - 施工・保守業務等賃貸人が直接履行できない業務は第三者に委託可能でしょうか。
 - 可能な場合
 - ①届出書等の提出が必要でしょうか。
 - ②届出書が必要な場合、ひな形を開示いただけますでしょうか。
 - ③届出書の提出期間はをご教示いただけますでしょうか。

 - 物件の移設、他の物件の付着、改造等による故障、損害等、施設の統廃合や建物取り壊しとなった場合、残金の精算や移設費用などは、賃借人負担でよろしいでしょうか。

 - 物件を設置する建物は、新耐震基準、または耐震工事実施済でしょうか。

 - 契約時には、犯罪収益移転防止法の対応に準拠頂けますでしょうか。

本契約のご担当者様の本人確認資料（顔写真付）の写しのご提出を宜しくお願い致します。（1回にお支払頂くリース料が税込10万円を超える場合）

 - 通話録音機及び管理用PCのデータ消去については本件に含まれない認識でよろしいでしょうか。

本件に含む場合はデータ消去の方法や時期、作業場所、消去証明書に関する事項など詳細をご指示いただけますでしょうか。
- ①問題ありません。
 - ②原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第13条第2項に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人として協議して定めます。

 - 春日部市物品等賃貸借標準契約約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人として協議して定めます。

 - 一部の業務について、委託は可能です。
 - ①届出書等の提出は必要です。
 - ②任意様式となりますが、事案ごとの担当及び連絡先が分かるものとしてください。
 - ③契約締結後、速やかにご提出ください。

 - 原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第18条、第20条の定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人として協議して定めます。

 - 建物は、新耐震基準となります。

 - 対応可能です。

 - データの消去については本件契約に含まれます。

データの消去方法等については、賃借人と協議となりますが、完全に復元できない方法により消去してください。なお、任意様式となりますが消去証明書の提出をお願いします。

・弊社は、契約開始日を令和2年4月1日とし、東京都内の自治体との間で、契約金額68,224,800円（税抜）にて電話交換機の賃貸借契約を締結し、現在も履行中です。
その場合、本契約が「入札参加に必要な格付等級等」に記載されている契約履行実績の要件を満たしているとの認識でよろしいでしょうか。

・入札書に記載する金額は7年（84ヵ月）の総額（税別）の認識でよろしいでしょうか。

・契約約款第3条（一般的損害等）期間中に発生した損害が賃貸人の責めに帰さない場合は、賃貸人が一般的損害等の費用負担を免責される認識でよろしいでしょうか。

・入札書記載金額は、保守費用を含んだ月額税抜という認識でよろしいでしょうか。

・本件保守が含まれておりますが、リース会社が保守を請け負うとの認識でよろしいでしょうか。
この場合、保守業務を物品提供者に委託することは可能でしょうか。委託にあたり貴市に提出すべき書類がございましたら、ご開示頂けると幸いです。

・リース会社は完成物の賃貸借業務を行うのみで、調達納入、火災保険に付帯する工事、及び保守にかかる一連の業務は調達業者へ委任して対応いたしますが、問題はございませんでしょうか。
万が一、契約不適合が発生した場合には調達会社を含めた三者間にてご協議いただけますでしょうか。

・万が一の想定にはなりますが、パンデミックや半導体不足等による影響などで納品が遅れた場合、指名停止や賠償請求等なく賃貸借開始日の延長等は協議いただけますでしょうか。

・落札候補者となった後に、提出された書類を基に、設定した制限に揃っているかなどを審査し、落札者としての要件を揃えているか判断します。

・お見込みのとおりです。

・原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第3条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人とで協議して定めます。

・お見込みのとおりです。

・お見込みのとおりです。
保守業務を物品提供者に委託することは可能です。提出書類は任意様式となりますが、担当及び連絡先が分かるものとしてください。

・問題ありません。
契約不適合が発生した場合、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第16条に定めるとおりとなります。

・原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第7条及び第8条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人とで協議して定めます。

・万が一予算削除や減額があった場合には残賃貸借料のお支払いについてはご協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。
また、過去に同様の理由で契約解除と至ったことはありますでしょうか。

・建設業法等に抵触する工事が含まれる場合、リース会社は建業法の許可を有していない為、当該業務を納入会社への委託は可能でしょうか。
また委託が可能な場合、リース会社は建設業法上の許可は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。

・当該賃貸借物件について、MDMサービスの提供を受けるものではないという認識でよろしいでしょうか。
仮にMDMサービスの提供を受ける場合、借入人の責任において、賃貸借物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識でよろしいでしょうか。なお、借入人側で「端末ID」を削除されない場合、賃貸人は責任を負いかねますが認識に相違ないでしょうか。

・動産総合保険について、賃貸借期間の経過に応じて保険金が遡減する通常のリース動産総合保険を付保するという認識でよろしいでしょうか

・賃貸借料のお支払いについては毎月末、翌月払いという認識でよろしいでしょうか。

・賃貸借契約書に関しまして、リース会社書式の契約書を使用するという認識でよろしいでしょうか。
もし異なる場合は、本件契約書の雛形を開示いただいてもよろしいでしょうか。

・インターネット回線及びプロバイダ料金は、今回の調達範囲に含まれますか。

・契約解除となった場合、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第29条に定めるとおりとなります。
庄和総合支所においてはありません。

・納入業者への委託は可能です。
委託については、届出書等の提出が必要となります。任意様式となりますが、事案ごとの担当及び連絡先が分かるものとしてください。

・お見込みのとおりです。

・問題ありません。

・春日部市物品等賃貸借標準契約約款第9条に定めるとおりとなります。

・春日部市が定める賃貸借契約書（春日部市物品等賃貸借標準契約約款）を使用します。
なお、春日部市物品等賃貸借標準契約約款は、市ホームページで公開しています。

・インターネット回線の手配は調達範囲に含まれますが、インターネット回線使用料及びプロバイダ料金は調達範囲に含まれません。

- 本件、管理用PCを含んでおりますが満了後データ消去は貴市で対応していただけますでしょうか。受注者が対応する場合は消去方法はソフトウェアによる上書き消去であり、物理的破壊や磁気破壊ではないという認識でよろしいでしょうか。
- 貸借期間満了後の手続きの記載がございませんが、貸借満了後は、受注者の指定する場所に市の費用にて返却いただくという事で宜しいでしょうか。
- 上記に関連し、貸借期間満了後の取り外し・撤去・返却は今回の貸借に含まれるのでしょうか。その場合、市にて機器からの抜線・取り外しを頂いた後、市庁舎1か所に集積頂き回収を実施するという認識で宜しいでしょうか。
- 本件貸借期間満了後は、延長(再リース)または撤去(リース終了)のどちらかを選択頂きますが、この認識でよろしいでしょうか。
- 本件貸借期間満了後、または延長(再リース)した場合はその延長期間満了後(再リース満了後)、本件機器一式を撤去することになりますが、この撤去に関する費用は本件入札額(本件貸借契約額)に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。
- 仕様書に記載の参考品番について、同等品による提案は可能でしょうか。
- 「処理装置 64bit CPU」について、参考品番との関係上、本件において当該要件は必須要件ではないとの理解でよろしいかご教示ください。
- データの消去については本件契約に含まれます。データの消去方法等については、借借人と協議となりますが、完全に復元できない方法により消去してください。なお、任意様式となりますが、消去証明書の提出をお願いします。
- 春日部市物品等貸借標準契約約款第15条第3項の規定により、撤去費用については借借人の負担となります。
- 取り外し、撤去、返却は、本件契約に含まれます。撤去については、春日部市物品等貸借標準契約約款第15条第3項の規定により、借借人が行います。
- お見込みのとおりです。
- 撤去費用は本件入札額に含まれます。
- 同等品による提案は可能となります。
- 同等以上の仕様としてください。

・環境条件（温度、湿度）について、参考品番として記載の機器の公表仕様上、仕様書記載要件との整合が確認できません。
ついては、本件において優先されるのは仕様書記載要件であるとの理解でよいか、明確にご教示ください。
また、参考品番はあくまで例示であり、仕様書記載要件を満たす同等品による提案が可能との理解でよいか、あわせてご教示ください。

・応答方式「中継台方式」および機能「17. 中継台」について、参考品番として記載の機器の公表機能からは実現方法および必要構成を確認することができません。
提案条件の統一のため、本件において求める中継台機能の具体的内容、実現方法、必要端末種別および必要数量を明確にご教示ください。

・第2章1 (1) ⑩23「MJ/MN表示キー（障害アラーム表示）」および第2章1 (2) の「機能ボタンに交換機障害アラーム表示ができること」について、本件で求める趣旨は、交換機障害を容易に認知できることとの理解でよいかご教示ください。
の場合、機能ボタンによる表示に限らず、他の手段により障害発生を容易に確認できる構成でも可か、ご教示ください。

・「21. 発着信履歴自動帳票作成システム」について、参考品番との関係上、本件において当該要件は必須要件ではないとの理解でよいかご教示ください。
あわせて、参考品番との関係を踏まえ、記載内容に誤記、補足または修正すべき事項がないかご教示ください。

・デジタル式多機能電話機について、「ディスプレイ・18機能ボタン付き」とありますが、当該記載は必要最小限のボタン数を示すものとの理解でよいでしょうか。必要機能を満たす場合、18以上の機能ボタン付き電話機による提案は可能かご教示ください。

・仕様書のとおりとなりますが、設置場所は、温度管理（概ね25℃～5℃）をしますので、その環境下での使用に耐える機器としてください。
同等品による提案は可能となります。

・現在、平日8時30分から17時15分まで、庄和総合支所あてに代表番号で受電があった場合、春日部市役所庁舎に転送し、市役所庁舎に配置された電話交換手が対応し、担当部署（庄和総合支所含む）に転送する運用としています。現状の中継方式を維持する方式での構成としてください。

・仕様書のとおりとなります。

・仕様書のとおりとなりますが、発着信履歴について、自動で保存され、通話履歴参照ツール等により容易にファイル出力が可能であるものとしてください。

・お見込みのとおりです。

- ・「デジタル多機能内線 現用3／実装8」と、「デジタル式多機能電話機26台、コードレス用無線機5台、デジタルコードレス電話機8台」の関係について、必要収容数・必要ポート数の考え方をご教示ください。
- ・構内電話交換機システム最大ポート数について、参考品番として記載の機器の公表仕様との関係上、要件設定の考え方をご教示ください。
あわせて、本件においては、システムの理論上の最大ポート数そのものを求めるものではなく、仕様書記載の必要実装数、必要収容数および必要機能を満たす構成であれば提案可能との理解でよいかご教示ください。
- ・外線通話録音の対象は、着信・発信の双方を含み、全23chが対象との理解でよいでしょうか。対象回線・対象番号・対象端末に限定がある場合はご教示ください。
- ・「保存時間は1,250時間以上」との要件について、当該数値を設定した想定条件（例：想定通話量、必要保持期間、録音対象範囲、上書き運用の可否等）があればご教示ください。
- ・上記要件について、録音装置単体の内部保存容量が1,250時間未満であっても、外部媒体、管理用PC、クラウド等への保存を併用し、必要保持期間を満たした上で、保存・検索・抽出が可能な構成であれば、要件を満たすとの理解でよいかご教示ください。
- ・クラウドコンピューティングによる通話録音を採用する場合、通話録音に必要なインターネット回線使用料は借借人負担とありますが、以下の負担区分をご教示ください。
 - ① 回線契約主体（借借人直接契約または貸貸人手配）
 - ② 初期工事費・宅内機器費
 - ③ 契約期間中に回線事業者による料金改定があった場合の増額分・減額分
 - ④ 解約時費用
- ・1階及び2階の執務室内に、親機として多機能電話機26台を設置し、子機としてコードレス電話機8台を設置します。また、子機の使用に支障がないよう無線機5台を設置する予定です。以上の設置条件を満たす収容数及びポート数としてください。
- ・ひかり電話オフィスA、アナログ内線、OD専用線については、仕様書のとおりとし、デジタル多機能内線については、前述の設置条件を満たすことを要件とします。
必要実装数、必要収容数については、お見込みのとおりとなりますが、前述の設置条件を踏まえた構成としてください。
- ・お見込みのとおりです。
対象回線、対象番号、対象端末に限定はありません。
- ・想定条件は以下のとおりです。
150件/日×5分間×100日間＝75,000分
(1,250時間)
上書きは可能となります。
- ・録音方法について、録音装置、外部媒体、管理用PC、クラウドコンピューティング等のいずれの方法でも問題ありませんが、複数の方法の併用ではなく、単一の方法による録音としてください。
- ・以下のとおりとなります。
 - ① 貸貸人手配
 - ② 借借人負担
 - ③ 借借人負担
 - ④ 借借人負担

- クラウド上に録音データを保管する場合に求められる個人情報保護および情報セキュリティ上の要件（例：データ保管場所、暗号化、アクセス権限管理、再委託条件等）があればご教示ください。
あわせて、契約終了時の録音データの返却・消去・消去証明の要否、およびセキュリティ事故発生時の責任分界についてもご教示ください。
- 管理用PCについて、クラウド録音を採用する場合であっても、交換機設定変更および発着信履歴データ抽出用として1台の納入が必須との理解でよいかご教示ください。
あわせて、インターネット接続となる管理用PCから録音データの閲覧・検索・抽出を行う際の情報セキュリティ要件（接続方式、認証方式、多要素認証の要否、アクセス制御、アクセスログ取得、ローカル保存可否、端末管理要件等）があればご教示ください。
- 質問番号24に関連しますが、既存流用品は貴市所有物件との認識でよろしいでしょうか。
- 既存PBXとのOD専用線16回線接続について、既存PBXの機種名、接続インターフェース仕様、電気条件、責任分界点、既存PBX側設定変更の要否をご教示ください。
また、既存PBX側の設定変更・工事が必要な場合の実施者および費用負担区分についてもご教示ください。
- 受注者（リース会社）で対応できない業務「機器の設置・設定、保守（対応及び窓口設置）、各種要提出書類の作成・提出、操作説明及び説明会開催」について、これら業務を、受注者（リース会社）の指定する業者「機器メーカーまたは機器メーカー特約店」に委託できるとの認識でよろしいでしょうか。
委託に関して、貴市に承諾を得る書面の提出は必要でしょうか。
書面の提出が必要な場合、落札後に手続するとの認識でよろしいでしょうか。
貴市に承諾を得る書面は受注者（リース会社）任意書式でよろしいでしょうか。
貴市指定書式での提出が必要な場合、当質問回答時に雛形をデータで頂けないでしょうか。
- データセンターへの厳格なアクセス権限や監視システム、音声データの強固な暗号化を想定していますが、詳細な要件については、賃借人との協議となります。
データの消去方法等については、賃借人と協議となりますが、完全に復元できない方法により消去してください。なお、任意様式となりますが、消去証明書の提出をお願いします。
- 管理用PCについては、お見込みのとおりです。
セキュリティ要件については、契約締結後の協議となります。
- お見込みのとおりです。
- 内線網のVoIP-GWと接続している機器となります。
設定変更及び工事については、賃貸人の負担となります。
- 委託することは可能です。
書面の提出は必要です。
契約締結後、速やかにご提出ください。
任意様式で構いませんが、事案ごとの担当及び連絡先が分かるものをしてください。

- ・質問20に関連しますが、保守責任は受注者(リース会社)になく、「機器メーカーまたは機器メーカー特約店」に保守責任があるとの認識でよろしいでしょうか。
- ・質問20に関連しますが、受注者(リース会社)が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合及び物件引き渡し後の危険負担責任は、受注者(リース会社)にはない、との認識でよろしいでしょうか。
- ・質問番号20に関連しますが、「回線切替日までは、既存電話交換設備と並行して新設機器の据付調整、各種同左・運用試験等を行い、完全な回線切替が終了したのち、不要な電話交換設備の撤去および運搬・処分を賃借人の指示に従い、賃貸人にて行う。」について、既存電話交換設備の撤去および運搬・処分を、受注者(リース会社)の指定する業者「機器メーカーまたは機器メーカー特約店」に委託できるとの認識でよろしいでしょうか。
委託に関して、貴市に承諾を得る書面の提出は必要でしょうか。
書面の提出が必要な場合、落札後に手続するとの認識でよろしいでしょうか。
貴市に承諾を得る書面は受注者(リース会社)任意書式でよろしいでしょうか。
貴市指定書式での提出が必要な場合、当質問回答時に雛形をデータで頂けないでしょうか。
- ・「回線切替日までは、既存電話交換設備と並行して新設機器の据付調整、各種同左・運用試験等を行い、完全な回線切替が終了したのち、不要な電話交換設備の撤去および運搬・処分を賃借人の指示に従い、賃貸人にて行う。」について、既存電話交換設備は、貴市所有物件との認識でよろしいでしょうか。

- ・賃貸人に責任があります。
- ・賃貸人に責任があります。ただし、動産総合保険を付保している場合、約款の規定のとおりとなります。
- ・委託することは可能です。
書面の提出は必要です。
契約締結後、速やかにご提出ください。
任意様式となりますが、事案ごとの担当及び連絡先が分かるものとしてください。
- ・既存設備は、市所有物件ではありません。

- 指定の契約期間中において、台風・地震等の自然災害、戦争・紛争の影響、部品・資材の入荷遅延や物流の停滞、または今後の感染症の拡大・長期化等、受注者の予見できない不可抗力的事由により、納期遅延が発生した場合、受注者への指名停止等の処分・損害賠償請求・違約金請求は行わず、納期延長等について双方協議の上、対応していただくことは可能でしょうか。

- 第4章3では「機器の障害対応、消耗品等の交換保守を行う」とある一方、別表「保守範囲」10では「消耗品（バッテリーの経年劣化等） 保守に含まず」、また別紙6（2）では「交換の必要を生じた部品または機器の代金およびその作業にかかる費用」を除く旨の記載があります。

これらの記載から、通常故障時の部品交換費、機器交換費、交換作業費、消耗品費（バッテリーの経年劣化等を含む）の取扱いに解釈差が生じる可能性があるため、保守に含まれる範囲と含まれない範囲をご明示ください。

あわせて、別表「保守範囲」11の「火災、天災その他不可抗力による故障 保守に含む」とありますが、当該事由による故障時の部品交換費、機器交換費および交換作業費が保守に含まれるか、また一部損傷・全損の取扱い、上限額、除外条件があればご教示ください。

- 「故障時に関しては電話、メール、FAXにより24時間365日受付可能」について、電話受付は24時間365日有人対応を要する、という理解でよろしいでしょうか。

- 主要設備とは、仕様書 第2章 機器仕様 1（1）～（3）の内、具体的にどの機器を想定されていらっしゃるのでしょうか。

主要設備の移転または変更もしくは増設について、本件賃貸借期間中において、現時点で予定または計画がございましたら、それぞれの時期をご教授頂けないでしょうか。

- 原則、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第7条及び第8条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人とで協議して定めます。

- 通常故障時の部品交換費、機器交換費、交換作業費については保守に含まれますが、バッテリー等耐用年数経過等による消耗品費は保守に含まれません。事情等を勘案し必要に応じて、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人とで協議して定めます。火災、天災、その他不可抗力による故障について、原則、同約款第14条及び第19条に定めるとおりとなりますが、事情等を勘案し必要に応じて、同約款第34条の規定により、賃借人と賃貸人とで協議して定めます。

- お見込みのとおりです。

- 主要設備については、（1）を想定していません。主要設備の移転、変更、増設について、現時点での予定等はありません。

- ・仕様書等に、動産総合保険に関する記載がございません。本件契約に動産総合保険の付保は不要との認識でよろしいでしょうか。

動産総合保険の付保が必要な場合、賃貸借期間の経過に応じて保険金が逡減する通常の動産総合保険を付保するとの認識でよろしいでしょうか。

- ・入札書に記載する金額は、賃貸借契約期間の総額税別との認識でよろしいでしょうか。

- ・契約書式・契約約款は、「貴市用意のもの」と「受注者(リース会社)用意のもの」どちらになりますでしょうか。

「貴市様用意のもの」の場合、公告事項10.その他(1)に記載のとおり、貴市HPに掲示されている下記タイトルの約款ということでしょうか。

春日部市物品等賃貸借標準契約約款(PDF:128KB)

貴市HPに掲示されているものと異なる場合は、この質問回答時にデータでご提示頂けないでしょうか。

- ・本件は、「債務負担行為」と「長期継続契約」のどちらでしょうか。

- ・質問番号32へのご回答内容にもありますが、本件が長期継続契約の場合、「本件契約を締結した会計年度の翌年度以降において、貴市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない」、など本契約を変更または解除となった場合、受注者(リース会社)は、解約金もしくは損害賠償の請求はできますでしょうか。

また、過去に、上記などを理由に、契約を変更または解除となったことはございますでしょうか。

以上

※質問事項は、原文のとおり記載しております。

- ・動産総合保険の付保は必須ではありませんが、故障した等の場合には、春日部市物品等賃貸借標準契約約款第13条及び第14条に定めるとおりとなります。

- ・お見込みのとおりです。

- ・契約書式及び契約約款は、本市が用意するものとなります。

約款について、お見込みのとおりとなります。

- ・本件は、債務負担行為に該当します。

- ・本件は、債務負担行為に該当します。庄和総合支所においてはありません。